

後期高齢者医療事務における 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再評価

- ・マイナンバー制度の開始に当たり、本市では平成27年7月に、法令の規定により後期高齢者医療事務に係る特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）を実施し、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下、「評価書」という。）を作成しました。
- ・この評価は、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、直近の公表日から5年を経過する前には、個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化を考慮し、再評価を実施するよう努めることとされています。
- ・前記に関わらず、特定個人情報ファイルの取扱いを変更する等重要な変更を行う場合は、変更前に評価の再実施を行う必要があります。
- ・今回の再評価は、前回の再評価から5年経過する前に行う再評価となります。

2 評価の実施手順

- ・評価は、個人情報保護委員会（国の3条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。
- ・30万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれる事務は、評価書を作成します。（本市後期高齢者医療が該当）
- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の修正内容

- ・今回の再評価について、変更前に評価の再実施を行う必要がある重要な項目の修正は、ありません。
- ・堺市電子申請システムによる申請手続を追加しました。